社会福祉法人 南高愛隣会 定款

認　　可	昭和５２年１０月１１日	厚生省収児第１２９７号
変　　更	平成　２年　７月３０日	長崎県指令　２障福第　４０８号
変　　更	平成　４年　９月　２日	長崎県指令　４障福第　６６８号
変　　更	平成　５年　１月１９日	長崎県指令　４障福第　９００号
変　　更	平成　５年　９月２０日	長崎県指令　５障福第　４４９号
変　　更	平成　５年１２月　６日	長崎県指令　５障福第　６０１号
変　　更	平成　６年　８月２９日	長崎県指令　６障福第　３９２号
変　　更	平成　６年１２月　８日	長崎県指令　６障福第　６０４号
変　　更	平成　８年　６月１８日	長崎県指令　８障福第　２０９号
変　　更	平成　８年　８月２６日	長崎県指令　８障福第　３７６号
変　　更	平成　９年　３月　４日	長崎県指令　８障福第　７２１号
変　　更	平成　９年１１月１８日	長崎県指令　９障福第　４６６号
変　　更	平成１２年　３月１７日	長崎県指令１１障福第１２２５号
変　　更	平成１２年　８月　８日	長崎県指令１２障福第　６９０号
変　　更	平成１３年　９月１１日	長崎県指令１３障福第　９８６号
変　　更	平成１４年１０月２５日	長崎県指令１４障福第　９８６号
変　　更	平成１５年１２月　５日	長崎県指令１５障福第　９４０号
変　　更	平成１６年　４月１９日	長崎県指令１６長介第　　４６号
変　　更	平成１６年　６月２８日	長崎県指令１６障福第　３８２号
変　　更	平成１６年　８月２０日	長崎県指令１６障福第　５９６号
変　　更	平成１７年　５月２５日	長崎県指令１７障福第　２０３号
変　　更	平成１７年１２月　５日	長崎県指令１７障福第　９０３号
変　　更	平成１８年　６月２１日	長崎県指令１８障福第　３０４号
変　　更	平成１９年　１月１０日	長崎県指令１８障福第１２９７号
変　　更	平成１９年　９月１４日	長崎県指令１９障福第　５４０号
変　　更	平成１９年１１月２１日	長崎県指令１９障福第　７３７号
変　　更	平成２１年　２月２３日	長崎県指令２０障福第　９６０号
変　　更	平成２１年　３月１１日	長崎県指令２０障福第１０３５号
変　　更	平成２２年　７月２１日	長崎県指令２２障福第　４２６号
変　　更	平成２２年１０月１９日	九厚発１０１９第　１９号
変　　更	平成２２年１２月２４日	九厚発１２２４第　５７号
変　　更	平成２４年　５月１６日	九厚発０５１６第　１０号
変　　更	平成２５年　３月２１日	九厚発０３２１第　２５号
変　　更	平成２５年１０月２３日	九厚発１０２３第　５６号
変　　更	平成２５年１２月１８日	九厚発１２１８第　２３号

変　更　平成２６年　５月１６日　長崎県指令２６障福第　１７８号
変　更　平成２６年１１月１１日　長崎県指令２６障福第　６５０号
変　更　平成２７年　５月２７日　長崎県指令２７障福第　１８２号
変　更　平成２７年　８月　５日　長崎県指令２７障福第　３５８号
変　更　平成２７年１１月２６日　長崎県指令２７障福第　６３３号
変　更　平成２８年　８月　９日　長崎県指令２８障福第　３４８号
変　更　平成２８年１２月２８日　長崎県指令２８障福第　７０４号
変　更　平成２９年　３月１０日　長崎県指令２８障福第　９１０号
（平成２９年４月１日施行）
変　更　平成２９年　７月２１日　長崎県指令２９障福第　２７２号
変　更　平成２９年　９月　６日　長崎県指令２９障福第　４２４号
変　更　平成２９年１２月　５日　長崎県指令２９障福第　７１６号
変　更　平成３０年　６月２５日　長崎県指令３０障福第　２７１号
変　更　平成３０年１０月１１日　長崎県指令３０障福第　６７６号
（平成３０年１０月１日施行）
変　更　令和　元年　６月１２日　長崎県指令３１障福第　２３４号
変　更　令和　元年　７月１９日　長崎県指令３１障福第　３６６号
変　更　令和　元年　８月３０日　長崎県指令３１障福第　５１１号
変　更　令和　元年１０月３０日　長崎県指令３１障福第　６１３号
変　更　令和　２年　６月１９日　長崎県指令　２障福第　１８２号
変　更　令和　３年　６月２５日　長崎県指令　３障福第　３２４号
変　更　令和　３年　９月２７日　長崎県指令　３障福第　６５０号

社会福祉法人 南高愛隣会 定款

第１章　　総　　則

（目　　的）

第　１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第二種社会福祉事業

（ア）地域で生活する知的障害者に対し、日常生活の援助を行うとともに、更生相談に応ずる事業の経営

（イ）老人居宅介護等事業の経営

TERRACE　からふる（共生型通所介護事業）

PARK　くるむ（地域密着型通所介護事業）

CAREER PORT　リンク（地域密着型通所介護事業）

（ウ）障害福祉サービス事業の経営

HOME　東いさはや（共同生活援助事業、短期入所事業）

HOME　西いさはや（共同生活援助事業）

HOME　ながさき（共同生活援助事業、短期入所事業）

HOME　させぼ（共同生活援助事業、短期入所事業）

HOME　あいの（共同生活援助事業）

HOME　たいしょう（共同生活援助事業）

HOME　さいごう（共同生活援助事業）

HOME　しまばら（共同生活援助事業）

HOME　くわた（共同生活援助事業）

STEP　ふたば（宿泊型自立訓練事業）

ホームヘルプステーションほっと（居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、同行援護事業）

TERRACE　なかやま（生活介護事業）

PARK　ふたばっこ（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業）

PARK　くるむ（共生型放課後等デイサービス事業）

CAREER PORT　ほんまち（就労移行支援事業、自立訓練（生活訓練）事業、就労定着支援事業）

TERRACE　やまびこ（生活介護事業）

WORK　いさはや（就労継続支援事業（B 型））

CAREER PORT　リンク（自立訓練（生活訓練）事業、生活介護事業）

LOUNGE　きずな（短期入所事業）

LOUNGE　はな（短期入所事業）
WORK　しまばら（就労継続支援事業（B 型））
TERRACE　いろは（生活介護事業）
PARK　さくら（放課後等デイサービス事業）
TERRACE　からふる（生活介護事業）
WORK　ながさき（就労継続支援事業（B 型））
瑞宝太鼓（就労継続支援事業（A 型））
WORK　うんぜん（就労継続支援事業（B 型））
あいりん（就労継続支援事業（B 型）、自立訓練（生活訓練）事業）
コロニーエンタープライズ（就労継続支援事業（A 型））
WORK　エンタープライズ（就労継続支援事業（B 型））
味彩花（就労継続支援事業（A 型））
ブルースカイ（就労継続支援事業（A 型））
TERRACE　とらいあんぐる（生活介護事業）
TERRACE　ひだまり（生活介護事業）
PARK　すくすく（放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業）
TERRACE　ふふる（生活介護事業）
WORK　させぼ（就労継続支援事業（B 型））
アシスト（自立生活援助事業）

（エ）相談支援事業の経営
BRIDGE　はぴねす
BRIDGE　はあと
BRIDGE　ぴーぷる

（オ）移動支援事業の経営
ホームヘルプステーションほっと

（カ）障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の受託
長崎障害者就業・生活支援センター

（キ）農業生産部門
WORK　うんぜん（就労継続支援事業（B 型））

（ク）放課後児童健全育成事業の経営
PARK　すくーるくろす

（名　　称）
第　2 条　この法人は、社会福祉法人 南高愛隣会という。

（経営の原則等）
第　3 条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第　4 条　この法人の事務所を長崎県諫早市福田町３５７番地１５に置く。

第 2 章　　評議員

（評議員の定数）

第　5 条　この法人に評議員 9 名以上 12 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第　6 条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、外部委員 2 名、監事 1 名、事務局員 2 名の合計 5 名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

第　7 条（評議員の資格）削除

（評議員の任期）

第　8 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として再任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。

３　評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第　9 条　評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　　評議員会

（構成）

第 10 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 11 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）削除

（１０）削除

（１１）削除

（１２）削除

（１３）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 13 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 14 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 15 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章　　役員、会計監査人、職員並びに顧問及び参与

（役員及び会計監査人の定数）

第 16 条　この法人には、次の役員を置く。

（1）理事　　8 名以上 11 名以内

（2）監事　　3 名以内

2　理事のうち 1 名を理事長とする。

3　理事のうち必要に応じて理事会の決議により副理事長を置くことができる。副理事長は理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。

4　理事のうち必要に応じて理事会の決議により専務理事を置くことができる。専務理事は理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。

5　理事のうち必要に応じて理事会の決議により常務理事を置くことができる。常務理事は理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。

6　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第 17 条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第 18 条（役員の資格）削除

（理事の職務及び権限）

第 19 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　理事長は、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 20 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第 20 条の 2　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第 21 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

２　補欠として再任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

３　理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 22 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する事ができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前号各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第 23 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）

第 24 条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（顧問及び参与）

第 25 条　この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2　顧問及び参与については、理事長が指名し、委嘱した者とする。

3　顧問及び参与は、この法人の業務運営上の重要な事項について、理事長及び役員の諮問に応ずる。

4　顧問及び参与の任期及び報酬は、契約に基づき定める。

第 5 章　　理事会

（構成）

第 26 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 27 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長及び副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

（招集）

第 28 条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 29 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 30 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章　　資産及び会計

（資産の区分）

第 31 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2　基本財産は、別紙（１～５）に揚げる財産をもって構成する。

3　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産は、第 40 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 32 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 33 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 34 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 35 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）会計監査報告

（3）理事及び監事並びに評議員の名簿

（4）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（5）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 36 条　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 37 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 38 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 39 条（保有する株式に係る議決権の行使）削除

第７章　　公益を目的とする事業

（種　　別）

第 40 条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）日中一時支援事業

（２）生活サポート事業

（３）障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）の受託

長崎障害者就業・生活支援センター

（４）更生保護事業

継続保護事業

更生保護施設　雲仙・虹

一時保護事業

被保護者に対し、生活の相談に応じ、規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助を行う事業のほか、その他本条の目的を達するために必要と認める事業

（５）地域生活定着促進事業

長崎県地域生活定着支援センター

（６）訪問看護事業

訪問看護ステーションきらり

（７）少年法第２５条２項３号に規定する補導委託の事業

（８）共生社会を創る愛の基金事業

（９）職業能力開発促進法第 24 条に規定する認定職業訓練事業

長崎能力開発センター

（１０）職業能力開発促進法第 15 条の６　３項に規定する委託を受けての職業訓練事業

長崎能力開発センター

（１１）職業能力開発促進法第 33 条に規定する業務

（１２）住宅確保要配慮者居住支援法人の運営

家賃債務保証業務

住宅相談、住宅情報提供

見守り、生活支援業務

前各号に附帯関連する一切の業務

（１３）更生保護事業法第 2 条第 2 項各号に掲げる者以外のものであって、更生のための保護を必要とする者に対し、宿泊場所を供与する等の保護を行う事業

（１４）その他福祉に関する事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第 8 章　　解散

（解散）

第 41 条　この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 42 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章　　定款の変更

（定款の変更）

第 43 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第 45 条第の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

第 10 章　　公告の方法その他

（公告の方法）

第 44 条　この法人の公告は、社会福祉法人南高愛隣会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 45 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　田　島　良　昭
理　事　　田　島　十　良
理　事　　長　田　善　男
理　事　　松　本　真　澄

理　事　　松　添　素　之
理　事　　酒　井　久　満
監　事　　平　田　伝　治
監　事　　尾　崎　才　治

別紙1

基 本 財 産

【土地】

所在地	地目	面積（㎡）	使用事業所
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2593 番 1	宅地	2,740.13	共同生活援助事業
長崎県諫早市福田町 357 番 15	宅地	1,913.21	LOCAL STATION FLAT
長崎県諫早市長田町 78 番	宅地	1,754.39	共同生活援助事業
長崎県諫早市福田町 420 番 1	雑種地	1,224.00	LOCAL STATION FLAT
長崎県諫早市福田町 364 番 6	宅地	714.54	TERRACE　なかやま
長崎県諫早市福田町 357 番 4	宅地	1,007.61	TERRACE　なかやま
長崎県諫早市福田町 357 番 10	宅地	126.69	TERRACE　なかやま
長崎県諫早市福田町 357 番 12	宅地	6.18	TERRACE　なかやま
長崎県諫早市福田町 364 番 8	宅地	72.33	TERRACE　なかやま
長崎県諫早市福田町 357 番 11	宅地	286.95	ブルースカイ
長崎県諫早市福田町 357 番 1	宅地	1,326.06	ブルースカイ
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番 5	畑	1,365.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番 7	雑種地	3,450.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番 11	原野	291.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2508 番	宅地	8,083.30	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2516 番	宅地	2,220.91	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2521 番 1	宅地	933.45	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2521 番 2	宅地	1,252.02	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2521 番 3	雑種地	99.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2521 番 4	雑種地	141.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2517 番	畑	684.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2518 番	畑	1,565.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2698 番	原野	89.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2699 番	原野	118.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2700 番	原野	170.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2701 番	原野	61.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2702 番	原野	217.00	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2643 番 1	畑	1,000.00	WORK　うんぜん
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2643 番 2	畑	1,348.00	WORK　うんぜん
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字東久保田 1572 番 3	雑種地	3,244.00	コロニーエンタープライズ
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字東久保田 1572 番 1	雑種地	2,144.00	コロニーエンタープライズ
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字八坂 1635 番	宅地	365.06	コロニーエンタープライズ
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字柿ノ本 1432 番 6	宅地	911.39	LOCAL STATION LIFE
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字柿ノ本 1432 番 15	宅地	639.35	LOCAL STATION LIFE
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字柿ノ本 1432 番 17	宅地	726.35	LOCAL STATION LIFE
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字柿ノ本 1432 番 28	宅地	33.38	LOCAL STATION LIFE
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番 12	宅地	7,497.68	LOCAL STATION CIRCLE
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2643 番 3	雑種地	1,583.00	WORK　うんぜん
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2652 番 1	宅地	3,508.18	あいりん

別紙2

所在地	地目	面積（㎡）	使用事業所
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2660 番 1	宅地	596.34	あいりん
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2598 番 4	宅地	3,515.03	TERRACE　とらいあんぐる
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2750 番	原野	188.00	あいりん
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2752 番	原野	124.00	あいりん
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字タケビ 1390 番 18	宅地	4,815.51	長崎能力開発センター
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字雑代 1492 番 1	宅地	16,195.42	長崎能力開発センター
長崎県雲仙市愛野町乙字境尾前 810 番 1	宅地	2,540.97	LOCAL STATION CROSS
長崎県長崎市鳴見町 50 番 5	宅地	2,625.35	長崎拠点事業所

【建物】

所在地	構造	面積（㎡）	用途名称
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2652 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋根２階建	193.00	共同生活援助（さつき荘）
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 12	鉄筋コンクリート造陸屋根２階建	222.12	TERRACE　とらいあんぐる活動場所
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 12	コンクリートブロック造陸屋根平家建	20.00	WORK　うんぜん機械室
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛字内浦 1612 番地 2、1614 番地	鉄筋コンクリート造陸屋根２階建	247.04	法人本部
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 12	木造セメント瓦葺平家建	86.25	TERRACE　とらいあんぐる活動場所
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 12	木造セメント瓦葺平家建	86.19	TERRACE　とらいあんぐる活動場所
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字東久保田 1572 番地 1	木造スレートぶき平家建	245.67	WORK エンタープライズ休憩所、書庫
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛字馬場 1495 番地 1	木造スレートぶき２階建	142.63	共同生活援助（上伊古住宅東）
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛字馬場 1495 番地 1	木造スレートぶき２階建	142.63	共同生活援助（上伊古住宅西）
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛字馬場 1495 番地 1	木造スレートぶき平家建	10.92	共同生活援助（上伊古住宅西　物置）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字角地 94 番地 2、93 番地	木造スレート葺 2 階建	120.89	共同生活援助（横田住宅北）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字角地 94 番地 2、93 番地	木造ビニール板葺平家建	20.00	共同生活援助（横田住宅北　物置）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字角地 94 番地 2	木造スレート葺 2 階建	120.89	共同生活援助（横田住宅南）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字角地 94 番地 2	木造ビニール板葺平家建	20.00	共同生活援助（横田住宅南　物置）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造スレート葺 2 階建	120.89	共同生活援助（桑田住宅北）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造ビニール板葺平家建	20.00	共同生活援助（桑田住宅北　物置）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造スレート葺 2 階建	120.89	共同生活援助（桑田住宅南）

別紙3

所在地	構造	面積（㎡）	用途名称
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造ビニール板葺平家建	20.00	共同生活援助 （桑田住宅南　物置）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造スレート葺平家建	167.02	法人本部 （緑ケ丘住宅）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造スレート葺 2 階建	200.74	共同生活援助 （夕日ケ丘住宅）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造スレート葺 2 階建	200.74	共同生活援助 （朝日ケ丘住宅）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造スレート葺 2 階建	145.74	共同生活援助 （あけぼのハイツ）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地	木造スレート葺 2 階建	145.74	共同生活援助 （くれないハイツ）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2652 番地 1	木造スレート葺平家建	126.35	共同生活援助 （すみれ荘）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2652 番地 1	木造スレート葺平家建	126.35	共同生活援助 （ひばり荘）
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 12	木造スレート葺 2 階建	145.09	共同生活援助 （あすなろ荘）
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 22	木造スレート葺 2 階建	152.36	共同生活援助 （オレンジハイツ）
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 22、2504 番地 23	木造スレート葺 2 階建	152.36	共同生活援助 （グリーンハイツ）
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字下伏尾 515 番地 1	木造スレート葺 2 階建	152.36	共同生活援助 （ブルーハイツ）
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字下伏尾 515 番地 1	木造スレート葺 2 階建	153.59	共同生活援助 （伏尾ホーム）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2578 番地 1	木造スレート葺平家建	100.00	交流ホーム
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2593 番地 1	木造瓦葺平家建	304.46	共同生活援助 （あゆみホーム）
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2593 番地 1	木造瓦葺平家建	174.03	共同生活援助 （やまなみホーム）
長崎県諫早市高来町黒崎字神崎篭 20 番地 2、21 番地 1	木造かわらぶき平家建	299.77	共同生活援助 （高来の家・つどい）
長崎県雲仙市瑞穂町西郷乙字室田 26 番地 1	木造かわらぶき平家建	299.89	共同生活援助 （ふるえホーム）
長崎県長崎市鳴見台二丁目 2529 番地、2530 番地	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	249.21	共同生活援助 （夢希ホーム）
長崎県諫早市長田町 78 番地	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	264.64	共同生活援助 （なかしまホーム）
長崎県諫早市長田町 78 番地	木造かわらぶき平家建	264.49	共同生活援助 （ながたホーム）
東京都荒川区東日暮里 5 丁目 10 番地 10 クレヴィア日暮里 THE PLACE 101	鉄筋コンクリート造陸屋根 14 階建	66.02	東京事務所
長崎県諫早市福田町 357 番地 15	鉄骨造陸屋根 2 階建	1,217.31	LOCAL STATION FLAT
長崎県諫早市福田町 535 番地	木造合金メッキ鋼	49.68	TERRACE　やまびこ馬房

別紙4

所在地	構造	面積（㎡）	用途名称
	板ぶき平家建		
長崎県諫早市福田町 357 番地 4、364 番地 6、357 番地 10	鉄骨造スレート葺 2 階建	832.70	TERRACE　なかやま
長崎県諫早市福田町 357 番地 4、364 番地 6、357 番地 10	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	99.37	TERRACE　やまびこ活動所
長崎県諫早市福田町 357 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	741.96	ブルースカイ
長崎県諫早市福田町 357 番地 1	コンクリートブロック造コンクリート屋根･スレート葺平家建	11.80	ブルースカイ倉庫
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 21、2504 番地 13、2504 番地 22	木造スレートぶき平家建	113.21	TERRACE　とらいあんぐる馬房
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 22、2504 番地 13、2504 番地 21、2504 番地 23	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	687.75	TERRACE　とらいあんぐる屋内馬場
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 23	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	118.41	TERRACE　とらいあんぐる活動所
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛字馬場 1484 番地 1	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建	472.62	法人本部
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字東久保田 1572 番地 3、1572 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	272.16	コロニーエンタープライズ管理棟
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字東久保田 1572 番地 3、1572 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1,273.20	コロニーエンタープライズ作業場
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字東久保田 1572 番地 3、1572 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	5.70	コロニーエンタープライズ機械室
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字東久保田 1572 番地 3、1572 番地 1	鉄骨造鉄板葺平家建	224.00	コロニーエンタープライズ作業場
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字東久保田 1572 番地 3、1572 番地 1	コンクリートブロック造鉄板葺平家建	5.36	コロニーエンタープライズ機械室
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字柿ノ本 1432 番地 6、1432 番地 17、1432 番地 15	鉄骨造合金メッキ鋼葺 2 階建	1,291.14	LOCAL STATION LIFE
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2508 番地	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	244.59	WORK　うんぜん活動場所
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2508 番地	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	229.85	TERRACE　とらいあんぐる活動場所
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2508 番地	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	215.72	TERRACE　とらいあんぐる活動場所
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 12	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	573.06	LOCAL STATION CIRCLE
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2508 番地	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	73.52	あいりん休憩所

別紙5

所在地	構造	面積（㎡）	用途名称
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 12	鉄骨造鉄板葺平家建	405.00	瑞宝太鼓
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2598 番地 4	軽量鉄骨造スレート葺平家建	236.44	あいりん活動場所
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2659 番地 1、2652 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	498.64	あいりん備蓄倉庫・書庫
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2659 番地 1、2652 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	410.24	あいりん管理棟
長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙字桑田 2598 番地 6	軽量鉄骨造スレート葺平家建	144.14	あいりん活動場所
長崎県島原市宮の町 738 番地	木造陸屋根 3 階建	642.20	LOCAL STATION RISE
長崎県佐世保市大塔町 33 番地 10	軽量鉄骨造スレートぶき陸屋根 2 階建	649.00	LOCAL STATION PLUS
長崎県雲仙市愛野町乙字境尾前 810 番地 1	鉄骨造陸屋根 2 階建	837.73	LOCAL STATION CROSS
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲字中尾 2504 番地 12	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	717.60	雲仙・虹
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字タケビ 1390 番地 18、1390 番地 19	木造スレート葺平家建	395.83	長崎能力開発センター管理棟
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字タケビ 1390 番地 18、1390 番地 19	木造スレート葺 2 階建	373.25	STEP　ふたば
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字タケビ 1390 番地 18、1390 番地 19	木造スレート葺 2 階建	348.74	STEP　ふたば
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字雑代 1492 番地乙の 7、1492 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	495.00	長崎能力開発センター訓練場所
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字雑代 1492 番地 1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	513.36	長崎能力開発センター訓練場所
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字雑代 1492 番地乙の 7	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	53.85	長崎能力開発センター訓練場所
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字雑代 1492 番地 1	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	467.91	長崎能力開発センター訓練場所
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字雑代 1492 番地 1	軽量鉄骨造ビニール板葺平家建	360.00	長崎能力開発センター訓練場所
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊字雑代 1492 番地 1	木造亜鉛メッキ鋼板・ビニール板葺平家建	121.30	長崎能力開発センター訓練場所